

旭川市とヤマト運輸株式会社の動物愛護の推進に向けた連携に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社道北主管支店（以下「乙」という。）は、動物愛護の推進に向けた取組を相互に連携、協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互連携、協力を行い、旭川市動物愛護センター（以下「センター」という。）に収容された猫の譲渡促進等の取り組みを通じて、動物愛護の推進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、業務に支障を来さない範囲内において次の事項について連携、協力を行うものとする。

- (1) センターに収容された猫の譲渡促進に関すること
- (2) センターに収容された猫を含む動物の新たな飼い主の募集の周知に関すること
- (3) 旭川市内で負傷した犬猫等を発見した際の通報に関すること
- (4) 旭川市内で逸走している犬又は野犬を発見した際の通報に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙より終了の申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携、協力事項の検討又は実施により知り得た相手方の秘密及び個人情報について、必要最低限の範囲を超えて利用し、又は相手方の承諾なしに第三者に開示、漏洩してはならない。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙の間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

令和2年 11月 27日

甲 旭川市6条通9丁目46番地
旭川市

旭川市長

西川 将人

乙 旭川市永山北1条9丁目20番1号
ヤマト運輸株式会社 道北主管支店

主管支店長

佐藤 賢吾